株主各位

愛知県春日井市味美町二丁目156番地

東洋電機株式会社

代表取締役社長 松 尾 昇 光

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月19日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成30年6月20日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 愛知県春日井市味美町二丁目156番地

当社本社2階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第79期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第79期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員1名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)に対 する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件

第7号議案 監査等委員の報酬額改定の件

第8号議案 退任取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する退職慰労 金贈呈の件ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支 給の件

第9号議案 監査等委員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支 給の件

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.toyo-elec.co.jp/) に当該修正事項と修正後の内容を掲載させていただきます。

[◎] 当日は、ノーネクタイ (クールビズ) スタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 株主の皆様に当社をより深くご理解いただくため、本株主総会終了後に製品説明会ならびに工場見 学会を開催する予定です。併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費は緩やかに持ち直し、雇用や所得環境の改善が続くなかで、底堅い内外需を背景に生産活動も緩やかな拡大傾向が継続いたしました。世界経済については、全体としては緩やかに回復が継続するなか、アメリカの政策の動向や金融資本市場の変動の影響、中国をはじめとするアジア新興国の経済の先行き、政策に関する不確実性の高まりなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

生産設備支援業種としての当電気機器業界におきましては、生産や設備投資は 緩やかに増加しているものの、受注環境の改善には至りませんでした。

このような状況のもと、当社グループは、国内市場では、成長市場への新規・深耕開拓、新規事業分野への積極的な展開を図り、海外市場では、中国・タイ王国の在外子会社を拠点とし中国や東南アジアなどの市場への拡販、またR&D部門による新製品開発を行うなど、事業基盤の強化と拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、前連結会計年度に比べ、エンジニアリング部門ならびに変圧器部門では売上が低調でしたが、機器部門ならびに樹脂関連事業の売上が増加したことにより増収となりました。利益面では、原価率、販管比率の増加により営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。売上高は8,551百万円(前連結会計年度比1.2%増)、営業利益は276百万円(前連結会計年度比23.7%減)、経常利益は340百万円(前連結会計年度比19.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は225百万円(前連結会計年度比21.7%減)となりました。

なお、中国人民元が17.30円(前連結会計年度は16.76円)、タイバーツが3.45円(前連結会計年度は3.27円)と、前連結会計年度に比べ中国人民元は0.54円安、タイバーツは0.18円安で推移いたしました。

各セグメントの業績は、以下のとおりであります。

<国内制御装置関連事業(当社、東洋電機ファシリティーサービス株式会社、東洋板金製造株式会社)>

国内制御装置関連事業につきましては、機器部門の売上高は増加しましたが、エンジニアリング部門ならびに変圧器部門の売上高は減少となり、売上高は6,934百万円(前連結会計年度比2.2%減)となりました。また、売上減少に伴う原価率の増加や販管比率の増加により、セグメント利益は247百万円(前連結会計年度比24.9%減)となりました。

なお、部門別内容は以下のとおりであります。

機器部門につきましては、

- ・センサ分野は、国内向けエレベータ用センサの需要が拡大したことにより、 増加いたしました。
- ・空間光伝送装置分野は、韓国向けおよび国内物流システム機器向けの需要が 拡大したことにより、増加いたしました。
- ・表示器分野は、電力調整器関連の需要が拡大したことにより、増加いたしました。

これらの結果、当部門の売上高は2,661百万円となりました。

エンジニアリング部門につきましては、

- ・搬送制御装置分野は、物流関連向け案件の納期がずれたことにより、減少いたしました。
- ・印刷制御装置分野は、特定顧客の計画がずれたことにより、減少いたしました。
- ・監視制御装置分野は、価格競争の激化による大型案件の受注減少により、減 少いたしました。
- ・配電盤分野は、受配電盤関連の需要が拡大したことにより、増加いたしました。

これらの結果、当部門の売上高は2,204百万円となりました。

変圧器部門につきましては、

・受配電関連市場における価格競争の激化により、減少いたしました。これらの結果、当部門の売上高は2,067百万円となりました。

<海外制御装置関連事業(南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co., Ltd.) >

海外制御装置関連事業につきましては、南京華洋電気有限公司における盤事業で液晶搬送関連の需要が拡大したことなどにより売上高は736百万円(前連結会計年度比8.2%増)となりました。利益面につきましては、売上の増加や販売費及び一般管理費を抑制したことにより、セグメント利益は59百万円(前連結会計年度比31.4%増)となりました。

<樹脂関連事業 (東洋樹脂株式会社)>

樹脂関連事業につきましては、自動車関連部品材料の需要拡大により、売上高は880百万円(前連結会計年度比29.8%増)となりました。利益面は、売上の増加や原価率の減少などにより、セグメント利益は81百万円(前連結会計年度比46.0%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、主に老朽化等に伴う生産設備の更新、新基幹システムの構築を実施いたしました。

その結果、当社グループにおける設備投資総額は298百万円となりました。

<国内制御装置関連事業>

国内制御装置関連事業における設備投資額は171百万円となり、主な設備投資内容は以下のとおりであります。

・新基幹システム構築 : 130百万円(当社春日井工場)・自動検査装置 : 18百万円(当社神屋工場)

<海外制御装置関連事業>

海外制御装置関連事業における設備投資額は22百万円となり、主に生産設備の 更新を実施いたしました。

<樹脂関連事業>

樹脂関連事業における設備投資額は108百万円となり、その主な設備投資内容は 以下のとおりであります。

・二軸押出機 : 86百万円 (子会社東洋樹脂株式会社)

(3) 資金調達の状況

当社グループにおける設備投資の所要資金につきましては、自己資金および借入金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、国内では輸出は減速するものの、設備投資の緩やかな回復は続き生産は増産基調を維持するものと考えております。また、世界経済は拡大基調が継続するなかで、アメリカを中心とした金融資本市場の変動の影響など、先行きに対する不透明感は払拭できない状況で推移するものと考えております。

当社グループは、会社組織の一部変更や経営資源の効率的な投入による売上規模の拡大、より強固な経営基盤の構築、働き方改革とCSR向上により「成長性」「収益性・効率性」「人財の育成・企業価値向上」を柱としたバランス経営を推進し、事業の継続的かつ健全な発展を目指してまいります。そのために、以下の施策に取り組んでまいります。

① 売上規模の拡大

経営資源の最適かつ効率的な投入を目的とした会社組織の見直しにより競争優位性を向上させ、売上規模の拡大を目指してまいります。また、事業戦略に合致した新製品の投入、海外・国内成長市場への新規・深耕開拓、在外子会社(南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co., Ltd.)との連携強化、コア技術の成長と発展により売上拡大を目指してまいります。

② 生産性向上とキャッシュフロー改善 生産技術レベル向上による原価低減、時間あたり生産性への意識改革や見 える化の推進により生産性の向上を目指してまいります。また、在庫管理 の適正化や生産リードタイムの短縮により経営体質の強化に努めてまいり ます。

③ 技術と開発

コア技術製品の競争力強化や次世代に繋がる技術・製品開発の推進、戦略 的な知的財産マネジメント、オープンイノベーションの活用による新製品 のリードタイム短縮により全社的な技術レベルの向上に努めてまいります。

④ 人財育成と環境改善

ダイバーシティの取り組み推進により働き甲斐ある職場環境を整備し、将来を担う人財の育成や技術の伝承を推進してまいります。内部統制システムやリスク管理体制を充実し、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの徹底、法令遵守の労務管理と安全衛生活動の啓蒙を進めてまいります。また今後、健康経営手法の導入を検討してまいります。

⑤ その他の取り組み

震災等の緊急事態に備え、事業継続計画(BCP)に基づき、事業継続マネジメント(BCM)に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

Image: Control of the	分	期別	第 76 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 77 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 78 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第 79 期 (当連結会計年度) (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
売	上	高 (千円)	8, 662, 048	8, 720, 872	8, 452, 719	8, 551, 310
経	常 利	益(千円)	374, 796	417, 921	423, 492	340, 985
親会社	株主に帰属する当期	##利益 (千円)	29, 229	340, 330	288, 393	225, 939
1株	当たり当期純	(利益 (円)	6. 78	79. 02	66. 97	52. 47
総	資	産 (千円)	10, 464, 844	10, 379, 263	10, 362, 434	10, 668, 082
純	資	産 (千円)	5, 278, 838	5, 432, 381	5, 578, 144	5, 756, 323
1 株	当たり純資	産額 (円)	1, 196. 64	1, 233. 80	1, 268. 99	1, 309. 61

- (注) 1. 上記売上高の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
 - 3. 第76期は、生産性向上ならびに新たな事業基盤の構築などにより、売上高・経常利益とも前期に比べて増加しました。
 - 4. 第77期は、特に搬送制御装置関連の売上が好調だったことなどにより、売上高・経常利益とも前期に比べ増加しました。
 - 5. 第78期は、特に搬送制御装置関連の需要が一巡したことなどにより、売上高は前期に比べ減少したものの、原価低減に努めたことなどにより、経常利益は前期に比べ増加しました。
 - 6. 第79期 (当連結会計年度) につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載 のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況の推移

X	分	期	別	第76期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第77期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第78期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第79期(当期) (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
売	上	高	(千円)	7, 613, 876	7, 786, 066	7, 611, 728	7, 274, 613
経	常利	益	(千円)	305, 856	343, 670	252, 005	196, 981
当	期 純 利	益	(千円)	26, 281	271, 971	176, 986	143, 410
1 构	k当たり当期純	利益	(円)	6. 10	63. 16	41.10	33. 31
総	資	産	(千円)	9, 201, 762	9, 300, 166	9, 212, 667	9, 284, 882
純	資	産	(千円)	4, 709, 322	4, 855, 240	4, 944, 124	5, 004, 668
1 杉	朱当たり純資	産額	(円)	1, 093. 56	1, 127. 62	1, 148. 26	1, 162. 35

- (注) 1. 上記売上高の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東洋樹脂株式会社	196,000千円	100.0%	再生・機能性樹脂ペレットの製造・ 販売
東洋電機ファシリティーサービス株式会社	10,000千円	100.0%	配電盤、変圧器のサービス・メンテナンス
東洋板金製造株式会社	10,000千円	100.0%	配電盤、変圧器の板金加工・組立・ 販売
南京華洋電気有限公司	30,980 千人 民元	81.6%	監視制御装置、配電盤、センサの製 造・販売
Thai Toyo Electric Co., Ltd.	102,000 ^千 バ 1ツ	99.9%	センサ等の製造・販売

⁽注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業の内容
国内制御装置関連事業	監視制御装置、配電盤、変圧器、センサおよび表示器の製造・販売
海外制御装置関連事業	監視制御装置、配電盤およびセンサの製造・販売
樹脂関連事業	再生・機能性樹脂ペレットの製造・販売

(8) 主要な営業所および工場

【当社】

本社および春日井工場 愛知県春日井市味美町 愛知県春日井市神屋町 愛知県春日井市神屋町 東京都千代田区 愛知県春日井市 大阪営業所 大阪営業所 大阪市中央区

【東洋樹脂株式会社】

本社および工場 愛知県小牧市

【東洋電機ファシリティーサービス株式会社】

本社 愛知県春日井市 味美工場 愛知県春日井市

【南京華洋電気有限公司】

本社および工場 中華人民共和国江蘇省南京市

【東洋板金製造株式会社】

本社 愛知県春日井市 神屋第2工場 愛知県春日井市

[Thai Toyo Electric Co., Ltd.]

本社および工場 タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減		
国内制御装置関連事業	245名	3名減		
海外制御装置関連事業	198名	20名減		
樹脂関連事業	35名	5名増		
合計	478名	18名減		

(注) 上記従業員数には、嘱託・準社員・パートタイマ (94名) を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数		
222名	3名減	43. 3才	18.7年		

(注) 上記従業員数には、嘱託・準社員・パートタイマ (89名) を含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額

		借	‡ – 7	Ļ ģ	ć			借 入 額
株	式	会	社	百	五.	銀	行	730, 231千円
株	式 会	社	商工	組 合	中	央 金	庫	687,508千円
株	式	숲	社 名	当 古	屋	銀	行	130,014千円
東	春		信	用		金	庫	115,014千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

9,000,000株(普通株式)

(2) 発行済株式の総数

4,694,475株(自己株式388,823株を含む)

(3) 株 主 数

1,326名(前期末比506名增)

(4) 大 株 主 (上位10名)

			株	Ė	Ė	名				持 株 数	持株比率
有		限	÷	会	社	:	城		西	427千株	9. 92%
東	洋	電	機	取	引	先	持	株	会	325千株	7. 55%
東	洋	電	機	従	業	員	持	株	会	277千株	6. 43%
株	式	会社	上商	工	組	合口	中央	金	庫	232千株	5. 39%
株	左	· :		社	百	\pm	ĹŚ	銀	行	214千株	4. 97%
松			尾			隆			徳	182千株	4. 24%
1	_	彐	<u>-</u> ۽	テノ	7	株	式	会	社	144千株	3. 36%
松			尾			昇			光	136千株	3. 16%
第	_	生	命	保	険	株	式	会	社	125千株	2.90%
日	本	生	命	保	険	相	互.	会	社	125千株	2.90%

⁽注) 1. 当社は、自己株式を388,823株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

^{2.} 持株比率は、自己株式 (388,823株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況					
代表取締役会長	松尾隆徳	春日井商工会議所 会頭					
		南京華洋電気有限公司 董事					
代表取締役社長	松尾昇光	南京華洋電気有限公司 董事					
専務取締役	松村和成	南京華洋電気有限公司 董事長					
常務取締役	丹 羽 基 泰	本社管理部門・国内子会社担当					
常務取締役	奥 村 光 宏	事業部担当 南京華洋電気有限公司 董事 Thai Toyo Electric Co.,Ltd. 取締役					
取 締 役	加 藤 信	社長付					
取 締 役	加藤茂男	エンジニアリング事業部長兼品質保証課長 南京華洋電気有限公司 董事					
取 締 役	鈴 木 庸 史	経営管理本部長兼企画部長					
取締役	井 澤 宏	機器事業部長 東洋樹脂株式会社 取締役 南京華洋電気有限公司 董事 Thai Toyo Electric Co.,Ltd. 取締役					
取締役・監査等 委員	森 正一						
取締役・監査等 委員	有 賀 重 介	税理士					
取締役・監査等	葛 谷 昌 浩	公認会計士					
委員		シンクレイヤ株式会社 社外監査役					

- (注) 1. 監査等委員有賀重介氏および葛谷昌浩氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員森正一氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査等委員有賀重介氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の 知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員葛谷昌浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、森正一氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 - 6. 当事業年度の取締役の異動は、次のとおりであります。
 - (1)退任

取締役清水純一氏および堀睦英氏は、平成29年6月20日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- (2) 計任
 - 井澤宏氏は、平成29年6月20日開催の第78期定時株主総会におきまして、新たに取締役に 選任され、就任いたしました。
- 7. 監査等委員有賀重介氏および葛谷昌浩氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員と して同取引所に届けております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員であるものを 除く。)	11名	171,246千円
取締役・監査等委員	3名	21,501千円
(うち社外取締役)	(2名)	(6,329千円)
合 計	14名	192,748千円

- (注) 1. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第76期 定時株主総会におきまして、年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議 いただいております。
 - 2. 取締役・監査等委員の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の第76期定時株主総会におきまして、年額5千万円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 4. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額19,018千円(取締役(監査等委員を除く)16,942千円、取締役(監査等委員)2,076千円)が含まれております。
 - 5. 上記取締役の支給人員および支給額には、平成29年6月20日開催の第78期定時株主総会終 結の時をもって退任した取締役2名の支給額1,904千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 取締役(監査等委員であるものを除く。) 該当事項はありません。
- ② 取締役·監査等委員 有賀 重介
 - ア. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
 - イ. 当事業年度における活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また監査等委員会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から質疑を行い、 適宜意見を表明しております。

③ 取締役·監査等委員 葛谷 昌浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

シンクレイヤ株式会社の社外監査役であります。当社とシンクレイヤ株式会社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、また監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から質疑を行い、適宜意見を表明しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

18,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等の額については同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社の在外子会社である南京華洋電気有限公司、Thai Toyo Electric Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保する体制構築のために、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制整備に努めております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を 実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
 - イ. 取締役の職務執行に係る情報は、各情報ごとに責任部署を定め、文書また は電磁的媒体に記録し、保管する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害、品質、納期、情報セキュリティ、輸出入管理などに係るリスクについて、それぞれの責任部署を定め、規程・マニュアルの制定・配付などを実施し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。
 - イ. 個々のリスクに対し、責任部署や各委員会(経営戦略会議、安全衛生委員会、資材調達会議、品質保証委員会など)において検討し、リスク回避や 低減に向けた改善を施す。
 - ウ. 内部監査室は、各委員会の会議に出席し、また部門の日常的なリスク管理 状況の監査を実施する。
 - エ. 新たに生じたリスクは、すみやかに責任部署を定め、管理する体制を確保 する。
- ③ 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化 を図る。
 - ア. 取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透を図るとともに、目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な目標を策定する。
 - イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務 執行状況の監督等を行う。
 - また取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、毎月1回の経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項や重要事項に係る意思 決定を機動的に行うとともに、絞り込んだテーマについては、経営戦略会 議を設け、詳細な議論と検討を行う。
 - ウ. 月次の業績は、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ 化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化 を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成 の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

④ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合していることを確保するための体制

当社および当社グループは、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように、以下のコンプライアンス体制を構築する。

- ア. 当社および当社グループは、取締役および使用人の企業倫理意識の向上と 法令遵守のために、コンプライアンス規程に従い、規程の配付や研修を実 施することで周知徹底を図り、グループ全体への浸透を図る。
- イ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期 的に監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。
- ウ. 当社および当社グループにおけるコンプライアンスの観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するために、内部通報ガイドラインの周知徹底を図る。
- ⑤ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制
 - ア. 現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人は いないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の職務を補助する使用 人を置くこととする。
 - イ. 前項の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮した上で、取締役と監査等委員である取締役が意見交換して決定する。
 - ウ. 補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査 等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
 - エ. 補助使用人の任命・異動、人事評価および懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。
- ⑥ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制およびその他監査 等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社並びに子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事 実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査等委員である 取締役に報告する。
 - イ. 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員 の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ウ. 常勤監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行 状況を把握するため、取締役会以外に、経営会議や各委員会などの重要会 議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文 書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることと する。
 - エ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換などを実施し、連携を図ることとする。

- オ. 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を実施する。
- カ. 監査等委員会は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対す る報告義務を負わない。
- キ. 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、監査等委員でない取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ⑦ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 関係会社管理規程に基づき、経営管理本部を管理担当部署として、関係会社に関する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団としての経営効率の向上に努める。
 - イ. コンプライアンス規程に基づき、当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ウ. 当社および子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、 社内規程について随時見直しを行う。
 - エ. リスク管理規程に基づいて、リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制 を構築する。
 - オ. 当社内部監査室は、当社および子会社からなるグループ各社に対して監査 を実施する。
- ® 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
 - ア. 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の 前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、 その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたもので ないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の業務執行

取締役会は、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議、業務執行状況を監督しております。また、取締役会は15回開催されております。その他、経営会議は12回、経営戦略会議は12回開催されております。

② 損失の危険の管理

当社グループの主な損失の危険について、各委員会(リスク管理委員会、安全衛生委員会等)で検討しております。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンス状況やリスク管理状況等を定期的に監査し、代表取締役に報告しております。

④ 財務報告に係る内部統制 内部監査室は、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施して おります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⁽注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

		資		産		の	部				負		債	0)	(単 <u>位</u> 部	: 十円)
	科				目		金	額		科			F	1		金	額
流	動	資	産				6, 97	9, 372	流	動	負	債				3, 173	, 449
	現	金	及	Ü	預	金	2, 36	3, 132		支	払手	形及	び買	掛金		1, 386	, 190
	受	取手	形及	支び	売排	金	2, 82	0, 695		短	期	借	·入	金		1,055	, 888
	電	子	記	録	債	権	69-	4, 287		未	払	法	人利	第		53	, 102
	商	品	及	Ü	製	品	25	9, 866		未	払	消	費利	第		11	, 046
	仕		扌	掛		品	34	4, 164		賞	与	링	当	金		131	, 486
	原	材米	斗 及	びり	貯 蔵	品	32	4, 783		製	品者	補償	引	当 金		21	, 948
	繰	延	税	金	資	産	8-	4, 263		そ		0))	他		513	, 788
	そ		0	り		他	8	8, 571	固	定	負	債				1, 738	, 310
	貸	倒] =	;	当	金		△391		長	期	借	i 入	金		716	, 879
固	定	資	産				3, 68	8, 709		長	期	未	払払	金		65	, 270
1	1 形	固	定	資	産		2, 42	7, 914		繰	延	税	金貨	負債		9	, 070
	建	物	及て	ブ 樟	事 築	物	88	5, 227		役	員退	職慰	労引	当金		245	, 926
	機	械装	置刀	支び	運搬	具	24	8, 916		退	職給	付に	係る	負債		629	, 551
	土					地	1, 20	9, 027		資	産	除	去值	養		60	, 757
	建	設	: 1	反	勘	定	:	2, 266		そ		0))	他		10	, 854
	そ		0	0		他	8:	2, 476									
										負	債	쉳	ì	計		4, 911	, 759
無	乗 形	固	定	資	産		38	8, 200			純	資	j	産	の	部	
	土	地	ı f	ŧ	用	権	20	3, 434	株	主	資	本				5, 396	, 839
	そ		0	0		他	18-	4, 766		資		本	:	金		1,037	, 085
										資	本	剰	余	金		857	, 417
书	设資	その	他の)資	産		87	2, 594		利	益	剰	余	金		3, 680	, 596
	投	資	有	価	証	券	42	0, 249		自	i	己	株	式		$\triangle 178$, 260
	繰	延	税	金	資	産	20	0, 288	その	の他の	り包括	舌利益	信累益	額		241	, 887
	そ		0	り		他	25	2, 356		その	の他有	価証差	券評価	差額金	:	108	, 582
	貸	倒] =	7	当	金		△300		為	替掺	(算	調整	勘定		133	, 305
									非:	支配	株主	分				117	, 596
										純	資	産	合言	計		5, 756	, 323
	資	産	1	合	計		10, 66	8, 082		負債	及び	純資	産合	計		10, 668	, 082

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

										(TIT: 111)
		科					目		金	額
売			上			高				8, 551, 310
売		上		原		価				5, 909, 879
	売		上	i	総		利	益		2, 641, 430
販	売 費	〕及	びー	般電	ぎ 理	費				2, 364, 588
	営		業	ŧ		利		益		276, 842
営	1	業	外	収	!	益				
	受		耳	Ż		利		息	1,634	
	受		取	į	配		当	金	21, 289	
	受		取		賃		貸	料	24, 938	
	関		税		還		付	金	6, 809	
	助		成		金		収	入	11,744	
	そ				0)			他	32, 100	98, 516
営	į	業	外	費		用				
	支		拉	4		利		息	17, 587	
	不	重	力	Ē.	賃	貸	原	価	15, 298	
	そ				の			他	1, 487	34, 373
	経		常	ŧ		利		益		340, 985
特		別		利		益				
	固	范	主	}	産	売	却	益	251	251
特		別		損		失				
	固	范	三	}	産	売	却	損	13	
	固	范	三	}	産	除	却	損	3, 736	3, 750
		税:	金等	調整	前当	期	純 利	益		337, 486
		法	人税、	住戶	已税	及て	び事業	税	82, 392	
		法	人	税	等	調	整	額	25, 244	107, 636
		当	期		純		利	益		229, 850
		非支	ママラス 配株 :	主に帰	属す	る当	4期純和]益		3, 910
		親会	≩社株3	主に帰	属す	る≝	4期純和	J 益		225, 939

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	(1 22 : 1 4)
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 037, 085	857, 417	3, 557, 993	△178, 183	5, 274, 313
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当			△103, 336		△103, 336
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			225, 939		225, 939
自己株式の取得				△77	△77
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	122, 602	△77	122, 525
当 期 末 残 高	1, 037, 085	857, 417	3, 680, 596	△178, 260	5, 396, 839

					(十三: 111)
	その他	の包括利益累	計額	非支配	/+ V/+> -> ^ =1
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	88, 033	101, 627	189, 661	114, 169	5, 578, 144
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当					△103, 336
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					225, 939
自己株式の取得					△77
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	20, 548	31, 678	52, 226	3, 426	55, 652
連結会計年度中の変動額合計	20, 548	31, 678	52, 226	3, 426	178, 178
当 期 末 残 高	108, 582	133, 305	241, 887	117, 596	5, 756, 323

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

当該連結子会社は、東洋樹脂㈱、東洋電機ファシリティーサービス㈱、南京華洋電気有限公司、東洋板金製造㈱、Thai Tovo Electric Co., Ltd. の5社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

南京華洋電気有限公司及びThai Toyo Electric Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。 連結計算書類の作成にあたり、2社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

- ② たな卸資産
 - a 商品・製品・半製品・仕掛品・原材料
 - 主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - a 当社及び国内連結子会社

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物 2~38年

機械装置 2~12年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

b 在外連結子会社

定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

土地使用権

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており ます。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3) 製品補償引当金

当社は、製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日における直 物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支 配株主持分に含めて計上しております。

② 退職給付に係る負債

当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録 債権」は、金額的に重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしており ます。なお、前連結会計年度の「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含まれる「電子記 録債権」は596,521千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. (1) 担保に供している資産

 建物及び構築物
 5,817千円

 土地使用権
 174,976千円

 計
 180,793千円

(2) 担保提供資産に対応する債務

 長期未払金
 29,128千円

 計
 29,128千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,030,788千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式総数 普通株式(株)	4, 694, 475		_	4, 694, 475
自己株式 普通株式(株)	388, 741	82	-	388, 823

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は、単元未満株式の買取によるものであります。

- 2. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	51, 668	12	平成29年 3月31日	平成29年 6月21日
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	51, 667	12	平成29年 9月30日	平成29年 12月 4 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	51, 667	12	平成30年 3月31日	平成30年 6月21日	利益剰余金

^{※1}株当たり配当額12円 普通配当12円

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀 行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。 当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高 管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年間ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係 を有する企業の株式であり、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期目です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として 5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。このうち長期借入金につきましては、主に固 定金利による資金調達であるため、金利変動リスクはありません。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に 資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成30年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1)	現金及び預金	2, 363, 132	2, 363, 132	_
(2)	受取手形及び売掛金	2, 820, 695	2, 820, 695	_
(3)	電子記録債権	694, 287	694, 287	_
(4)	投資有価証券			
	その他有価証券	335, 991	335, 991	_
(5)	支払手形及び買掛金	(1, 386, 190)	(1, 386, 190)	_
(6)	短期借入金	(725, 000)	(725, 000)	_
(7)	長期借入金	(1, 047, 767)	(1, 045, 407)	2, 359

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、証券取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

				(===
	種 類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	99, 069	260, 179	161, 110
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	80, 711	75, 811	△4, 900
合計		179, 780	335, 991	156, 210

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金(1年以内に返済期限が到来するもの330,888千円含む)の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額84,258千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。
- (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内
現金及び預金	2, 363, 132
受取手形及び売掛金	2, 820, 695
電子記録債権	694, 287
合 計	5, 878, 115

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
短期借入金	725, 000			_	_
長期借入金	330, 888	384, 477	191, 158	109, 258	31, 986
合 計	1, 055, 888	384, 477	191, 158	109, 258	31, 986

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,309円 61銭 2. 1株当たり当期純利益 52円 47銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結包括利益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

				科				目					金額
当		期		糾	į		利		益				229, 850
そ	の	他	の	包	l ‡	舌	利	益	:				
	そ	0)	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	20, 548
	為	春	掛	換		算	調		整	į	助	定	35, 000
	そ	0)	他	1 (の	包	括	禾	IJ ā	益	合	計	55, 548
包			括			利			益				285, 399
	(内	訳)										
	親	会	社	株	主	に	係	る	包	括	利	益	278, 165
	非	支	配	株	主	に	係	る	包	括	利	益	7, 233

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

			(単位:千円)
資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	5, 719, 554	流動負債	2, 798, 647
現金及び預金	1, 608, 940	支 払 手 形	927, 372
受 取 手 形	618, 657	買 掛 金	415, 559
電子記録債権	694, 287	短期借入金	660, 000
売 掛 金	1, 845, 242	1 年以内返済予定	307, 848
商品及び製品	239, 702	長期借入金	
仕 掛 品	295, 968	リース債務	2, 231
原材料及び貯蔵品	225, 481	未 払 金	119, 500
前 払 費 用	19, 156	未 払 費 用	85, 994
繰 延 税 金 資 産	64, 810	未払法人税等	29, 346
未 収 入 金	99, 427	前 受 金	12, 682
そ の 他	8, 272	預 り 金	29, 864
貸倒引当金	△391	賞 与 引 当 金	88, 078
固 定 資 産	3, 565, 327	製品補償引当金	20, 358
有 形 固 定 資 産	1, 645, 524	設備支払手形	99, 809
建物	595, 179	固定負債	1, 481, 565
構築物	32, 481	長期借入金	685, 099
機械及び装置	60, 221	リース債務	853
車 両 運 搬 具	0	退職給付引当金	516, 609
工具、器具及び備品	36, 851	役員退職慰労引当金	224, 941
土地	915, 666	資 産 除 去 債 務	54, 062
リース資産	2, 856		
建設仮勘定	2, 266	負債合計	4, 280, 213
無形固定資産	177, 405	純 資 産 <i>の</i>	
借 地 権	267	株主資本	4, 896, 086
ソフトウェア	19, 054	資 本 金	1, 037, 085
ソフトウェア仮勘定	153, 343	資本剰余金	857, 417
電話加入権	4, 739	資本準備金	857, 265
投資その他の資産	1, 742, 397	その他資本剰余金	151
投資有価証券	420, 249	利益剰余金	3, 179, 844
関係会社株式	610, 933	利益準備金	259, 271
出資金	13, 658	その他利益剰余金	2, 920, 572
関係会社出資金	276, 121	別途積立金	1, 683, 350
長期前払費用	106, 835	繰越利益剰余金	1, 237, 222
繰 延 税 金 資 産	196, 019	自己株式	△178, 260
保険積立金	106, 090	評価・換算差額等	108, 582
そ の 他	12, 789	その他有価証券評価差額金	108, 582
貸倒引当金	△300	純 資 産 合 計	5, 004, 668
資 産 合 計	9, 284, 882	負債及び純資産合計	9, 284, 882

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

		科					目		金	額
売		47	上			高	Н		717.	7, 274, 613
売		上		原		価		.,		5, 395, 723
	売		上		総		利	益		1, 878, 890
販	売 費	及	び・	一 般	管	理費				1, 811, 945
	営			業		利		益		66, 944
営	1	集	外		収	益				
	受			取		利		息	70	
	受		取		配		当	金	48, 824	
	受		取		賃		貸	料	32, 973	
	事		務		受		託	料	35, 383	
	受	取	□	イ	t	IJ	ティ	_	19, 880	
	助		成		金		収	入	10, 492	
	そ		/-/-		0			他	19, 529	167, 154
営		集	外		費	用		le.	10,020	101, 101
	支	*	71	払	貝	利		息	14, 865	
		af.	L		任		Æ		· ·	
	不	重	Л	産	賃	貸	原	価	21, 218	
	そ				0)			他	1, 033	37, 117
	経			常		利		益		196, 981
特		別		利		益				
	古	坑	₹	資	産	売	却	益	300	300
特		別		損		失				
	固	范	Ĭ.	資	産	売	却	損	4	
	古	范	Ē	資	産	除	却	損	753	757
		税	引	前	当	期紅	电 利	益		196, 523
		法	人税	、住	民利	見 及て	び事業	税	29, 005	
		法	人	税	等	調	整	額	24, 107	53, 113
		法 当		税 期	等純		整 利	額 益	24, 107	53, 113 143 , 410

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から) 平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

				(十四・111)		
		株 主	資 本			
		資本剰余金				
	資 本 金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		
当 期 首 残 高	1, 037, 085	857, 265	151	857, 417		
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当 期 純 利 益						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			_	_		
当 期 末 残 高	1, 037, 085	857, 265	151	857, 417		

					(<u> </u>
			株 主	資 本		
		利益剰余金				
	利益準備金その他利益剰余金別途積立金繰越利益 剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本	
				合計		合計
当 期 首 残 高	259, 271	1, 683, 350	1, 197, 149	3, 139, 770	△178, 183	4, 856, 090
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△103, 336	△103, 336		△103, 336
当 期 純 利 益			143, 410	143, 410		143, 410
自己株式の取得					△77	△77
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	_		40, 073	40, 073	△77	39, 996
当 期 末 残 高	259, 271	1, 683, 350	1, 237, 222	3, 179, 844	△178, 260	4, 896, 086

			(手匠・111)
	評価・換	算差額等	/ In . When In
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	88, 033	88, 033	4, 944, 124
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△103, 336
当 期 純 利 益			143, 410
自己株式の取得			△77
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	20, 548	20, 548	20, 548
事業年度中の変動額合計	20, 548	20, 548	60, 544
当 期 末 残 高	108, 582	108, 582	5, 004, 668

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券
 - ① 子会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により

算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) たな钼資産

① 製品・半製品・原材料・仕掛品 移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法) 最終仕入原価法による原価法

② 貯蔵品

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。

但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備 は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

物 2~38年

機械及び装置 4~11年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについて は、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で 均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によ っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定 する方法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と 同一の基準によっております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 製品補償引当金

当社は、製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的 に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度 の「流動資産」の「受取手形」に含まれる「電子記録債権」は596,521千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,515,982千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 160,343千円 短期金銭債務 177,340千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高340, 457千円仕入高1,537, 331千円原材料有償支給高127, 922千円その他営業取引の取引高1,312千円営業取引以外の取引高94,502千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式 普通株式(株)	388, 741	82	_	388, 823

⁽注) 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認	3,750千円
賞与引当金否認	26,854千円
退職給付引当金否認	157,514千円
役員退職慰労引当金否認	68,584千円
関係会社株式評価損否認	6,098千円
資産除去債務	16,742千円
その他	51,980千円
繰延税金資産小計	331,525千円
評価性引当額	△21,095千円
繰延税金資産合計	310,430千円
(繰延税金負債)	
7. 小小士尔·艾尔·艾尔·	40 100 T III

(4

その他有価証券評価差額金	49,122千円
資産除去債務に対応する除去費用	478千円
繰延税金負債合計	49,600千円

繰延税金資産の純額 260,829千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

1 74 11-									
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所 有割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	科目	期末残 高 (千円)
子会社	東機シィー㈱	愛知県 春日井 市	10, 000	配及圧サスンン	100.0 直接	役員の兼任	※商品 の仕入	買掛金	122, 034

取引条件及び取引条件の決定方針 (注)

※商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,162円 35銭 2. 1株当たり当期純利益 33円 31銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

東洋電機株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

東洋電機株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

東洋電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 森 正 一 印

監査等委員有賀重介 ⑩

監 杳 等 委 昌 葛 谷 昌 浩 印

(注) 監査等委員有賀重介及び葛谷昌浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきまして、株主の皆様に対する安定的配当を実施することを基本方針とし、また財務体質の強化を図りながら将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実にも努めております。

このような方針のもと当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき12円、総額51,667,824円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にすることにより更なるコーポレートガバナンスの向上を図るとともに、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応することを目的として、平成30年5月10日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 職務分担の明確化および経営環境の変化に対応できる経営体制 を構築するため、現行定款第14条(招集権者および議長)および 第24条(取締役会の招集権者および議長)を変更するものであり ます。
- (2) 経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数の上限を減少させるべく、現行定款第20条(取締役の員数)を変更するものであります。
- (3) 執行役員制度導入に伴い、現行定款第23条(代表取締役および役付取締役)から役付取締役を削除するほか所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

長に事故があるときは、あらかじめ取 締役会において定めた順序により、他 の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議 長となる。取締役社長に事故があると

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

場合を除さ、取締役会においてあらか じめ定めた代表取締役が招集する。当 該代表取締役に事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序 により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現行定款

第15条~第19条(条文省略)

第20条(取締役の員数)

当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、<u>5</u> 名以内とする。

第21条~第22条(条文省略)

第23条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2. (条文省略)
- 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締</u> 役社長1名を選定し、必要に応じ、取 締役会長1名、取締役副会長、取締役 副社長、専務取締役および常務取締役 各若干名を選定することができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条~第43条(条文省略)

変更案

第15条~第19条 (現行どおり)

第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、<u>4</u> 名以内とする。

第21条~第22条 (現行どおり)

第23条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、 取締役(監査等委員を除く。)の中か ら代表取締役を選定する。

- 2. (現行どおり)
- 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)の中から必要に応じ、会長1名</u>を選定することができる。

第24条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらか じめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順 序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条~第43条 (現行どおり)

第3号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(9名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。執行役員制度の導入に伴い、取締役による経営の意思決定および監督機能と、執行役員による業務執行機能の分担を明確にするため、取締役(監査等委員であるものを除く。)4名を減員し、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は、次のとおりであります。

であります。			
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1		昭和42年8月 当社入社 昭和50年5月 当社取締役 昭和52年6月 当社常務取締役 昭和57年9月 当社取締役副社長 昭和58年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 南京華洋電気有限公司 董事 春日井商工会議所 会頭	182, 936株
2	松 尾 昇 光 (昭和48年1月24日生)		136, 314株
3	松 村 和 成 (昭和30年2月3日生)	昭和54年3月 当社入社 平成18年4月 当社エンジニアリング事業部長兼技術 部長 平成18年6月 当社取締役エンジニアリング事業部長 平成23年4月 当社取締役事業本部神屋工場長 平成27年1月 当社常務取締役 平成29年1月 当社常務取締役機器事業部長 平成29年6月 当社専務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 南京華洋電気有限公司 董事長	9,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
4	だ わ もとやす 丹 羽 基 泰 (昭和33年12月17日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年10月 当社変圧器事業部長兼営業技術部長 平成18年6月 当社取締役変圧器事業部長 平成23年4月 当社取締役事業本部春日井工場長 平成26年6月 当社取締役経営企画本部長 平成28年6月 当社取締役経営管理本部長 平成29年6月 当社常務取締役本社管理部門・国内子会社担当 (現在に至る)	6,800株
5	まくむら みつひろ 奥 村 光 宏 (昭和33年2月7日生)	昭和57年3月 当社入社 平成24年10月 当社事業本部海外営業部長 平成26年6月 当社市場開拓本部海外市場開拓部長 平成27年4月 当社海外事業本部海外営業部長 平成27年6月 当社取締役海外事業本部海外営業部長 平成28年4月 当社取締役常務付 平成29年6月 当社常務取締役事業部担当 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 南京華洋電気有限公司 董事 Thai Toyo Electric Co., Ltd. 取締役	1,800株

⁽注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員1名選任の件

現在の補欠の監査等委員選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当 社 株 式 の 数
# 上 誠 (昭和42年9月5日生)	平成19年9月 弁護士登録 平成19年9月 宇都木法律事務所勤務 平成22年3月 同所退所 平成22年4月 高木・井上法律事務所パートナー弁護士 平成24年4月 外堀通り法律事務所(事務所名称変更) 同事務所弁護士(現任) (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者は、補欠の監査等委員候補者(社外取締役)であります。
 - 3. 井上誠氏を補欠の監査等委員候補者(社外取締役)とした理由は、弁護士として高度な専門的知識を当社の監査に期待したためであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等 委員としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。 第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

> 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、平成 27年6月24日開催の第76期定時株主総会において、年額3億円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認 いただいております。

> 今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2千万円以内といたします。また各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の対象取締役は9名でありますが、第3号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年26,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における上場金融商品取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より25年間から35年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2)退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役(監査等委員であるものを含む。)、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または 当社の子会社の取締役(監査等委員であるものを含む。)、取締役を 兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他こ れに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につ いて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。 ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由によ り、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任ま たは退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および 譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものと する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後 の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に 無償で取得する。

— 45 **—**

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

— 46 **—**

第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、平成27年6月24日開催の第76期定時株主総会において年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額には、使 用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存 じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く。)は5名となります。

第7号議案 監査等委員の報酬額改定の件

当社の監査等委員の報酬額は、平成27年6月24日開催の第76期定時株主総会において年額5千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3千5百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

第8号議案 退任取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する退職慰労金贈 呈の件ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会の終結の時をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)を退任される加藤信、加藤茂男、鈴木庸史、井澤宏の4氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一 任願いたいと存じます。

退任取締役(監査等委員であるものを除く。)の略歴は、次のとおり であります。

氏 名	略歷
加藤 信	平成22年6月 当社取締役 (現在に至る)
加藤茂男	平成26年6月 当社取締役 (現在に至る)
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	平成28年6月 当社取締役 (現在に至る)
井 澤 宏	平成29年6月 当社取締役 (現在に至る)

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成30年5月 17日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって役 員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件」をご承認いただいた場合に重任される取締役 (監査等委員であるものを除く。)松尾隆徳、松尾昇光、松村和成、丹羽基泰、奥村光宏の5氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準により相当額の範囲内で打ち切り支給を行うこととし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役(監査等委員であるものを除く。)の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歷
まつお たかのり 松 尾 降 ⁄徳	昭和50年5月 当社取締役 昭和52年6月 当社常務取締役 昭和57年9月 当社取締役副社長 昭和58年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)

氏 名	略歷
まっお しょうこう 松尾 昇光	平成22年6月 当社取締役 平成24年2月 当社常務取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)
まっむら かずなり 松 村 和 成	平成18年6月 当社取締役 平成27年1月 当社常務取締役 平成29年6月 当社専務取締役 (現在に至る)
丹羽基泰	平成18年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
まくむら みっひろ 奥 村 光 宏	平成27年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役 (現在に至る)

第9号議案 監査等委員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成30年5月17日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の監査等委員森正一、有賀重介、葛谷昌浩の 3氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金 を当社所定の基準により相当額の範囲内で打ち切り支給を行うこと とし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、 方法等は取締役在任期間分は取締役会に、監査役及び監査等委員で ある取締役在任期間分は監査等委員である取締役の協議にご一任願 いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる監査等委員の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歷
もり しょういち 森 正 一	平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役・監査等委員 (現在に至る)
ありが じゅうすけ 有 賀 重 介	平成15年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役・監査等委員 (現在に至る)
くずや まさひろ 葛 谷 昌 浩	平成23年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役・監査等委員 (現在に至る)

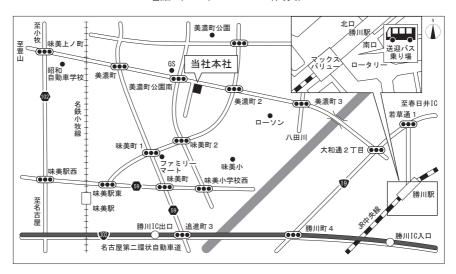
以上

$\langle \mathcal{X} \rangle$	モ	欄〉

〈メ	モ	欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県春日井市味美町二丁目156番地 当社本社2階会議室 電話(0568)31-4191(代表)



交通のご案内

- ・当日は、次のとおり送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。 ≪ 往路≫
 - JR中央線「勝川駅」南口から当社春日井工場 午前9時10分発 午前9時30分発
 - ≪復路≫
 - 当社春日井工場から J R 中央線「勝川駅」南口 株主総会終了時、商品説明会終了時、工場見学会終了時
- ・春日井ICから国道19号を名古屋方面へ進み、「大和通2丁目」交差点を右折し約5分。 勝川IC出口から国道302号「追進町3丁目」交差点を左折、県道59号を犬山方面へ 進み、「美濃町」交差点を右折し約1分。
- ・ JR中央線「勝川駅」から名古屋空港方面へタクシーで約10分
- ・名鉄小牧線「味美駅」から徒歩約10分

お車の方は当社構内の駐車場をご利用ください。



